

機関運営～理事会を中心として

※条文については必要部分のみの抜粋としております。

なお、特に記載がなければ一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）となります。

1 理事・監事の地位とは

(1) 選解任

		選任	解任
社団法人	理事	社員総会の普通決議	いつでも 社員総会の普通決議
	監事	社員総会の普通決議	いつでも 社員総会の特別決議
財団法人	理事	評議員会の普通決議	解任事由の規定あり 評議員会の普通決議
	監事	評議員会の普通決議	解任事由の規定あり 評議員会の特別決議

役員からの辞任はいつでも可←委任関係

(選任)

第六十三条 第七十七条 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議 [評議員会の決議] によって選任する。

(解任)

第七十条 役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、一般社団法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(社員総会の決議)

第四十九条 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

二 第七十条第一項の社員総会（監事を解任する場合に限る。）

(理事、監事又は会計監査人の解任)

第一百七十六条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(評議員会の決議)

第一百八十九条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 第一百七十六条第一項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）

(2) 委任関係

理事の個人的な能力、資質、手腕への信頼

(一般社団法人と役員等との関係)

第六十四条 一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(一般財団法人と評議員等との関係)

第一百七十二条 一般財団法人と評議員、理事、監事及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

○善管注意義務

民法（受任者の注意義務）

第六百四十四条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

○忠実義務

(忠実義務)

第八十三条 第九十七条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議〔法令及び定款〕を遵守し、一般社団法人〔一般財団法人〕のため忠実にその職務を行わなければならない。

(3) 損害賠償責任

(役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任)

第一百一十條 第九十八條 理事、監事又は〔若しくは〕会計監査人（以下この款及び第三百一條第二項第十一号において「役員等」という。）〔又は評議員〕は、その任務を怠ったときは、一般社団法人〔一般財団法人〕に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(4) 理事の職務

・ 社員総会・評議員会における説明義務 (53 条・190 条)
・ 監事に対する報告義務 (85 条・197 条)
代表理事
・ 法人の業務に関する一切の裁判上・裁判外の行為 (77 条 4 項・197 条)
・ 法人の業務の執行 (91 条 1 項・197 条)
・ 理事会への職務執行状況の報告義務 (91 条 2 項・197 条)
業務執行理事
・ 法人の業務の執行 (91 条 1 項・197 条)
・ 理事会への職務執行状況の報告義務 (91 条 2 項・197 条)
平理事
・ 理事会の構成員としての職務

(理事会設置一般社団法人の理事の権限)

第九十一条 第九十七条

2 前項各号に掲げる理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

- 実際に理事会を開催して報告することが必要。
- 報告の省略は不可。

(5) 監事の職務

・ 理事の職務執行の監査（会計監査・業務監査）→監査報告の作成（99条・197条）
・ 計算書類等の監査（124条・199条）
計算関係書類の監査報告の内容（規則第36条・規則第40条）
事業報告の監査報告の内容（規則45条）
・ 事業の報告要求（99条・197条）
・ 業務・財産の状況調査（99条・197条）
・ 理事会への出席・意見陳述義務（101条・197条）
・ 理事会への報告義務（100条・197条）
・ 理事会の招集請求（101条・197条）
・ 社員総会・評議員会の議案等の調査・報告義務（102条・197条）
・ 社員総会・評議員会における説明義務（53条・190条）
・ 理事の行為の差し止め請求（103条・197条）
・ 法人と理事との間の訴えにおける法人の代表（104条・197条）
・ 会計監査人の解任（71条・177条）

2 理事会の招集手続

(1) 招集権者

<原則>各理事

<例外>定款又は理事会で招集権者を定めたとき

(招集権者)

第九十三条 第九十七条 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項及び第一百条第二項において「招集権者」という。）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(2) 招集通知

(招集手続)

第九十四条 第九十七条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(3) 招集手続の省略

同意は個々の理事会ごとに得る必要あり

(招集手続)

第九十四条 第九十七条

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 理事会の権限

(1) 理事会の法律上の権限

(理事会の権限等)

第九十条 第九十七条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事会設置一般社団法人[一般財団法人]の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事の選定及び解職

(2) 業務執行の決定について

(理事会の権限等)

第九十条 第九十七条

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な使用人の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人[一般財団法人]の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

六 第百十四条第一項の規定による定款の定めに基づく第百十一条第一項の責任の免除

5 大規模一般社団法人〔大規模一般財団法人〕である理事会設置一般社団法人においては、理事会は、前項第五号に掲げる事項を決定しなければならない。

○上記以外の日常的な業務執行の決定は代表理事や業務執行理事に委任することができる。

○「重要な」「多額の」の判断は、一般的には具体的な事情に基づいて総合的に判断される。内規等で定めておくことも有用。

(3) 社員総会・評議員会の招集決定 ★資料

(社員総会の招集の決定)

第三十八条 理事(前条第二項の規定により社員が社員総会を招集する場合にあっては、当該社員。次条から第四十二条までにおいて同じ。)は、社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 社員総会の日時及び場所
- 二 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 四 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 理事会設置一般社団法人においては、前条第二項の規定により社員が社員総会を招集するときを除き、前項各号に掲げる事項の決定は、理事会の決議によらなければならない。

(評議員会の招集の決定)

第百八十一条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 評議員会の日時及び場所
- 二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

4 理事会の運営

- (1) 議決権の代理行使・書面による議決権の行使・持ち回り決議（個別に賛否を確認し過半数の理事の賛成を得て決議する方法）は不可

役員が議論を尽くすことにより適切な意思決定を期待

- (2) テレビ電話・電話会議システムは可（ただし議事録への記載が必要）

出席者の発言が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできることが必要

法人法施行規則（理事会の議事録）

第十五条 第六十二条

- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

5 理事会決議の方法

- (1) 決議方法

定足数～特別利害関係人を除く理事の過半数
必要賛成数～特別利害関係人を除く出席理事の過半数

（理事会の決議）

第九十五条 第九十七条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

(2) 特別利害関係人

- 理事個人の競業取引について承認する際の当該理事
- 代表理事の解職の決議の際の当該代表理事等

(理事会の決議)

第九十五条 第九十七条

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(3) 決議の省略

- ①定款の規定
- ②特別利害関係人を除く理事全員の同意
(書面又は電磁的記録)
- ③監事の異議がないこと
- ④議事録の作成

(理事会の決議の省略)

第九十六条 第九十七条 理事会設置一般社団法人〔一般財団法人〕は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

(議事録等)

第九十七条 第九十七条 理事会設置一般社団法人〔一般財団法人〕は、理事会の日(前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。)から十年間、第九十五条第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。

法人法施行規則(理事会の議事録)

第十五条 第六十二条

4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするもの

とする。

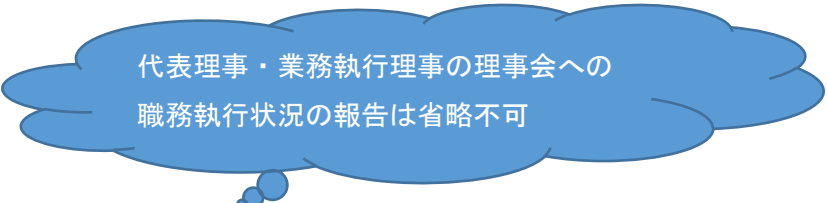
一 法第九十六条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる事項

- イ 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ロ イの事項の提案をした理事の氏名
- ハ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ニ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

二 法第九十八条第一項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

- イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
- ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(4) 報告の省略



代表理事・業務執行理事の理事会への
職務執行状況の報告は省略不可

(理事会への報告の省略)

第九十八条 第九十七条 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第九十一条第二項の規定による報告については、適用しない。

6 議事録の作成・備え置き（議事録記載事項、記名押印、備え置き）

(1) 議事録記載事項

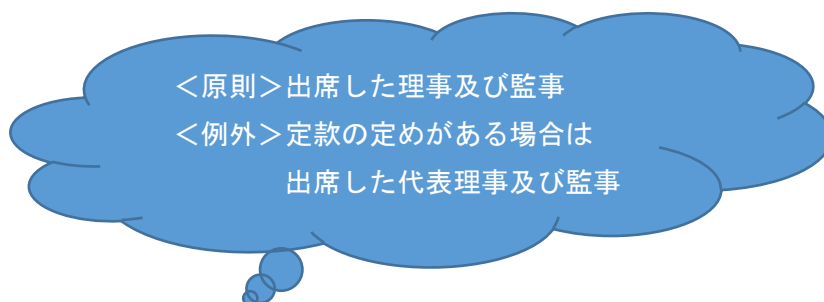
法人法施行規則（理事会の議事録）

第十五条 第六十二条

- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - 一 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
 - 二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - イ 法第九十三条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - ロ 法第九十三条第三項の規定により理事が招集したもの

- ハ 法第百一条第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
- ニ 法第百一条第三項の規定により監事が招集したもの
- 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法第九十二条第二項
 - ロ 法第百条
 - ハ 法第百一条第一項
- 六 法第九十五条第三項の定款の定めがあるときは、代表理事（法第二十一条第一項に規定する代表理事をいう。第十九条第二号ロにおいて同じ。）以外の理事であつて、理事会に出席したものの氏名
- 七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- 八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

(2) 署名又は記名押印



(理事会の決議)

第九十五条 第九十七条

3 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

5 理事会の決議に参加した理事であつて第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(3) 備え置き

(議事録等)

第九十七条 第九十七条 理事会設置一般社団法人〔一般財団法人〕は、理事会の日（前条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、第九十五条第三項

の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその主たる事務所に備え置かなければならない。

○理事会議事録の閲覧謄写請求（97条、197条）

		要件	裁判所の許可の要否
社団法人	社員	その権利を行使するため必要があるとき	必要 法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは許可できない（以下同様）。
	債権者	理事又は監事の責任を追及するため必要があるとき	必要
財団法人	評議員	業務時間内はいつでも	不要
	債権者	理事又は監事の責任を追及するため必要があるとき	必要

7 決議に瑕疵がある場合

○一般原則による。

理事会の招集手続きを欠く場合・決議に特別利害関係人が参加した場合等

8 役員の実任について

（1）法人に対する損害賠償責任（任務懈怠責任） ★資料

（役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任）

第百十一条 第百九十八条 理事、監事又は会計監査人（以下この款及び第三百一条第二項第十一号において「役員等」という。）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によって一般社団法人に損害が生じたときは、

次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。

- 一 第八十四条第一項の理事
- 二 一般社団法人が当該取引をすることを決定した理事
- 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(責任追及の訴え)

第二百七十八条 社員は、一般社団法人に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、設立時社員、設立時理事、役員等（第百十一条第一項に規定する役員等をいう。第三項において同じ。）又は清算人の責任を追及する訴え（以下この款において「責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該一般社団法人に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2 一般社団法人が前項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、一般社団法人のために、責任追及の訴えを提起することができる。

(2) 第三者に対する損害賠償責任

(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

第百十七条 第百九十八条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(3) 刑事罰

- ・ 特別背任罪（7年以下の懲役 or 500万円以下の罰金）（334条）
- ・ 法人財産処分罪（3年以下の懲役 or 100万円以下の罰金）（335条）
- ・ 収賄罪（5年以下の懲役 or 500万円以下の罰金）（337条1項）等

(理事等の特別背任罪)

第三百三十四条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は一般社団法人等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該一般社団法人等に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 設立時社員
- 二 設立者
- 三 設立時理事（一般社団法人等の設立に際して理事となる者をいう。第三百四十二条において同じ。）又は設立時監事（一般社団法人等の設立に際して監事となる者をいう。同条において同じ。）
- 四 理事、監事又は評議員

(法人財産の処分に関する罪)

第三百三十五条 前条第一項第四号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する

場合には、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 法令又は定款の規定に違反して、基金の返還をしたとき。
- 二 一般社団法人等の目的の範囲外において、投機取引のために一般社団法人等の財産を処分したとき。

(理事等の贈収賄罪)

第三百三十七条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三百三十四条第一項各号又は第二項各号に掲げる者
- 二 会計監査人又は第七十五条第四項（第百七十七条において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

以上

計算書類及び事業報告等^(注1)を承認する社員総会・評議員会について

理事会を設置している法人は、法人法^(注2)により、計算書類及び事業報告等を承認するための、理事会の開催日と社員総会・評議員会の開催日との間を**中14日間^(注3)以上**空ける必要があります。

この14日間は、**社員総会・評議員会の審議のため、社員・評議員が計算書類及び事業報告等の内容を、事前に確認するための期間**です。

法人運営における重要事項になりますので、留意してください。

<計算書類及び事業報告等を承認するプロセスの一例>

○月N日 理事会の開催

<理事会決議事項>

- ・計算書類及び事業報告等の承認【法人法124条3項(199条)】
- ・社員総会・評議員会開催の決議(日時・場所・議題等の決定)【法人法38条(181条)】

<理事会決議後実施事項>

- ・社員総会・評議員会の招集通知の発出【法人法39条1項(182条1項)】
- ・上記の招集の通知に際し、計算書類及び事業報告等^(注1)を提供【法人法125条(199条)】
- ・計算書類及び事業報告等の備え置き【法人法129条1項(199条)】

中14日間(2週間)以上を空けることが必要

※計算書類及び事業報告等を備え置いた翌日
～ 社員総会・評議員会の前日

- ・社員・評議員が、社員総会・評議員会までに、計算書類及び事業報告等の内容を、事前に確認するための期間
- ・計算書類及び事業報告等は、社員総会・評議員会開催の**2週間前から5年間備え置くことが必要**【法人法129条1項(199条)】

○月N+15日 社員総会・評議員会の開催

- ・計算書類の承認及び事業報告の内容の報告【法人法126条(199条)】

注1:「事業報告及び計算書類等」とは、事業報告書及び附属明細書、計算書類及び附属明細書、監査報告書をいいます。

なお、社員総会・評議員会の招集通知の際には、附属明細書は除外可能です。

注2:「法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)をいいます。

注3:民法の規定【民法140条、141条】に従い期間を計算するため、中14日間となります。